

振興指針の見直し予定

資料8 2009.11.25

生活衛生適正化分科会

20年度

理容業 美容業 クリーニング業 飲食店営業(すし店) 興行場営業

21年度

飲食店営業(めん類) 旅館業 浴場業

22年度

食肉販売業 氷雪販売業

23年度

飲食店営業 (一般飲食) (中華料理) (社交業) (喫茶)

24年度

食鳥肉販売業

振興指針に盛り込まれている新規事項(共通)

第三 業の目標を達成するために必要な事項

三 営業者に対する支援に関する事項 (一) 組合及び連合会による営業者への支援

- 施設及び設備の改善
少子・高齢化社会等や省エネルギー、環境保全に配慮した施設及び設備の改善の指導等に努めること。
- 社会保険、労働保険等の加入の啓発
従業者の労働条件整備のための支援、医療保険(国民健康保険又は健康保険)、年金保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険の加入等を啓発すること。
- 社会に対応した福祉の充実
男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した、従業者の福祉の充実に努めること。

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 省エネルギーの強化
店舗の改修、機器の購入及び更新に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入に配慮するとともに、エネルギー使用量の「見える化」による管理等営業者及び従業員による取組等により、温室効果ガス排出抑制に努めること。
- 身体障害者補助犬への対応
身体障害者補助犬法において、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬の入店を拒否できない。
- 食品リサイクルの推進(飲食系)
環境保全のため食品廃棄物のリサイクルを推進し、食品残さの発生抑制及び減量を推進すること。
- 食育への対応(飲食系)
食文化の継承のための、食事マナー、調理方法の普及等を通じて、食生活の改善、食品の安全性に関する普及の支援すること。